

摂津市議会

議会運営委員会記録

令和8年2月16日

摂津市議会

議会運営委員会記録

1. 会議日時

令和8年2月16日（月）午前10時 1分 開会
午前11時22分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	村上英明	副委員長	光好博幸	委員	安藤 薫
委員	大川ゆり	委員	峰松由紀子		
議長	南野直司	副議長	松本暁彦		
議員	長田知樹	議員	中川嘉彦		

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

副市長 山本和憲 総務部長 石原幸一郎

1. 出席した議会事務局職員

事務局長 荒井陽子 事務局次長 森口雅志
事務局次長代理 香山叔彦 事務局副主査 杉本晃司

1. 案件

令和8年第1回定例会審議日程及び議事日程について
配信映像の二次利用について
L o G oチャットの導入について
摂津市議会傍聴規則の一部改正について
サイバーセキュリティを確保するための方針について

(午前10時1分 開会)

○村上英明委員長 ただいまから議会運営委員会を開会します。

まず、理事者から挨拶を受けることにします。

山本副市長。

○山本副市長 おはようございます。本日はお忙しいところ、議会運営委員会を御開催いただきまして誠にありがとうございます。

来る2月19日から開会されます令和8年第1回摂津市議会定例会におきまして、報告案件といたしまして2件、予算案件といたしまして14件、人事案件といたしまして4件、条例案件といたしまして13件、その他案件といたしまして2件、合計35件を提出させていただきます。

それぞれの案件の概要につきましては、この後、総務部長から御説明をさせていただきますので、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

○村上英明委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、安藤委員を指名します。

それでは、第1回定例会の提出議案についての概略説明をお願いします。

総務部長。

○石原総務部長 それでは、令和8年第1回市議会定例会提出案件の概略説明をさせていただきます。

まず、報告第1号は、損害賠償の額を定める専決処分報告の件でございます。

本件は、公用自動車による車両接触事故に関わる損害賠償で、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたものでございます。

事故の発生状況につきましては、令和7年11月17日、午前11時50分頃、摂

津市鳥飼中1丁目23番地先、市道鳥飼中27号線において、対向車両に進路を譲るため、駐車場へ後退した際、当該駐車場に駐車していた相手方車両に接触し、当該車両の一部を破損させたものでございます。

損害賠償の相手方につきましては、摂津市在住の者でございます。

また、損害賠償の額は20万2,092円で、全額、公益社団法人全国市有物件災害共済会から補填されるものでございます。

なお、1月6日に専決処分をいたしましたので、本定例会に専決処分の報告をさせていただくものでございます。

次に、報告第2号は、令和7年度摂津市一般会計補正予算(第7号)専決処分報告の件でございます。

本件は、令和8年1月23日の衆議院解散及び令和8年1月16日付、大阪府知事の辞職に伴い、2月8日に投開票が行われた衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙に係る経費につきまして、歳入歳出それぞれ6,334万円を追加する補正予算を、地方自治法第179条第1項の規定により、1月19日に専決処分をいたしましたものでございます。

その内容は、歳入では、国庫支出金で、衆議院議員総選挙費委託金4,387万9,000円、府支出金で府知事選挙費委託金1,946万1,000円を計上いたしております。

歳出では、衆議院議員総選挙事務に係る経費4,387万9,000円、府知事選挙事務に関わる経費1,946万1,000円を計上いたしております。

続きまして、議案第1号から議案第8号までは、各会計の令和8年度当初予算でございます。

まず、議案第1号、令和8年度摂津市一般会計予算でございます。

令和8年度当初予算額は529億600万円で、前年度に比べ11億7,800万2,000円、2.3%の増となっております。

次に、議案第2号、令和8年度摂津市水道事業会計予算でございます。

収益的収入は、21億8,878万1,000円で、前年度と比べ1,199万8,000円、0.6%の増、収益的支出は21億782万5,000円で、前年度と比べ1,980万2,000円、0.9%の増となっております。

資本的収入は、6億3,190万円で、前年度と比べ2億7,875万円、78.9%の増、資本的支出は14億4,507万3,000円で、前年度と比べ2億4,694万1,000円、20.6%の増となっております。

次に、議案第3号、令和8年度摂津市下水道事業会計予算でございます。

収益的収入は36億9,106万3,000円で、前年度に比べ1億8,690万3,000円、4.8%の減、収益的支出は38億1,094万3,000円で、前年度と比べ4,560万5,000円、1.2%の増となっております。

資本的収入は、17億752万6,000円で、前年度と比べ2億634万6,000円、13.7%の増、資本的支出は24億9,801万2,000円で、前年度と比べ5,276万7,000円、2.1%の減となっております。

次に、議案第4号、令和8年度摂津市国民健康保険特別会計予算でございます。

当初予算額は、87億8,036万2,000円で、前年度に比べ9,467万4,

000円、1.1%の減となっております。

次に、議案第5号、令和8年度摂津市財産区財産特別会計予算でございます。

当初予算額は、15億6,713万3,000円で、前年度に比べ3,685万1,000円、2.4%の増となっております。

次に、議案第6号、令和8年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算でございます。

当初予算額は1,108万3,000円で、前年度に比べ34万円、3.0%の減となっております。

次に、議案第7号、令和8年度摂津市介護保険特別会計予算でございます。

当初予算額は、84億4,889万7,000円で、前年度に比べ3億4万2,000円、3.7%の増となっております。

次に、議案第8号、令和8年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算でございます。

当初予算額は、19億2,017万9,000円で、前年度に比べ2億4,471万2,000円、14.6%の増となっております。

続きまして、議案第9号から議案第14号までは、令和7年度の各会計の補正予算で、年度末を控え、決算を見込みながら不用額を整理するほか、一部増額補正を行うなど、予算調整を図っております。

まず、議案第9号、令和7年度摂津市一般会計補正予算（第8号）でございます。

本件は、現計予算額532億5,406万1,000円から14億1,224万6,000円を減額し、補正後の予算額を518億4,181万5,000円とするものでございます。

継続費の補正では、千里丘小学校建設事業の年割額を変更するものでございます。

繰越明許費の補正では、住民基本台帳事

務事業など10事業を追加しております。

債務負担行為の補正では、みきの路指定管理事業（増額分）など4事業の限度額を変更するものでございます。

地方債の補正では、千里丘28号線道路改良事業など9事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第10号、令和7年度摂津市水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的収入では、既決額21億2,551万1,000円から2,312万7,000円を減額し、補正後の予算額を21億238万4,000円、収益的支出では、既決額20億2,292万5,000円に611万4,000円を追加し、補正後の予算額を20億2,903万9,000円、資本的支出では、既決額12億1,614万円から1億5,953万9,000円を減額し、補正後の予算額を10億5,660万1,000円とするものでございます。

次に、議案第11号、令和7年度摂津市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的収入では、既決額38億5,880万6,000円に125万5,000円を追加し、補正後の予算額を38億6,006万1,000円、収益的支出では、既決額37億3,921万7,000円に1,765万9,000円を追加し、補正後の予算額を37億5,687万6,000円、資本的収入では、既決額15億118万円から2,010万円を減額し、補正後の予算額を14億8,108万円、資本的支出では、既決額25億3,841万6,000円から1,624万4,000円を減額し、補正後の予算額を25億2,217万2,000円とするものでございます。

企業債の補正では、流域下水道事業の限度額を変更するものでございます。

次に、議案第12号、令和7年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

本件は、現計予算額88億7,371万4,000円に295万7,000円を追加し、補正後の予算額を88億7,667万1,000円とするものでございます。

次に、議案第13号、令和7年度摂津市介護保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

本件は、現計予算額82億4,515万7,000円から1億3,089万5,000円を減額し、補正後の予算額を81億1,426万2,000円とするものでございます。

また、繰越明許費では、一般事務事業を設定しております。

次に、議案第14号、令和7年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

本件は、現計予算額16億7,546万7,000円に5,360万円を追加し、補正後の予算額を17億2,906万7,000円とするものでございます。

続きまして、議案第15号は、教育委員会委員の任命について同意を求める件でございます。

本件は、教育委員会委員の大矢優子氏の任期満了に伴い、引き続き、同氏を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第16号は、監査委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、監査委員の石川晴久氏の任期満

了に伴い、新たに北野人士氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第17号は、公平委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、公平委員会委員の磯野真氏の任期満了に伴い、引き続き、同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

次に、議案第18号は、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を求める件でございます。

本件は、固定資産評価審査委員会委員の玉井敬浩氏の任期満了に伴い、引き続き、同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第19号は、摂津市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例制定の件でございます。

本件は、技能労務職員の給与の種類及び基準を定めるため、本条例を制定するものでございます。

その内容は、地方公務員法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員について、給与の種類及び基準に関し、必要な事項を明確にするため、条例の新規制定を行うものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第20号は、摂津市附属機関に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、新修摂津市史の刊行に伴い、摂津市史編さん委員会の調査・審議が令和7

年度に終了するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、摂津市史編さん委員会を廃止するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第21号は、摂津市行政手続条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、行政手続法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、不利益処分の名宛人の所在が判明しない場合の聴聞の通知について、これまで市役所の掲示場に掲示することで行っていた公示事項を規則で定める方法により、不特定多数の者が閲覧できる状態にするとともに、市役所の掲示場に掲示すること、または市の事務所に設置したパソコン等の画面に表示することで通知を行うこととするものでございます。

なお、施行日は令和8年5月21日といたしております。

次に、議案第22号は、特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、市長及び副市長の退職手当の支給割合の変更を行うため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、令和8年4月1日から令和10年10月24日までの間に退職等をした支給割合については、市長は100分の40から100分の20、副市長は100分の25から同じく100分の20とするものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第23号は、摂津市一般職の職員の給与に関する条例及び摂津市会計

年度任用職員の勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定等を行うため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、一般職の職員及び会計年度任用職員の期末手当について、令和8年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の126.25と、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の71.25と、特定任期付職員にあっては100分の96.25と平準化するものでございます。

一般職の職員及び会計年度任用職員の勤勉手当について、令和8年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の106.25と、定年前再任用短時間勤務職員にあっては100分の51.25と、特定任期付職員にあっては100分の88.75と平準化するものでございます。

また、通勤のため、自動車等を使用している一般職の職員及び会計年度任用職員の通勤手当について、1か月につき6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額とするものでございます。

また、民間の駐車場を利用する場合に関わる通勤手当について、1か月につき5,000円を超えない範囲で、規則で定める額とするものでございます。

そのほか、通勤手当の上限額を1か月につき15万円とするものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第24号は、摂津市特別職の職員の給与に関する条例及び摂津市議会

議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、特別職の職員及び議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、特別職の職員及び議会議員の期末手当について、令和8年度以降の6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ100分の205と平準化するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第25号は、摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、職員の年末年始勤務に関わる特殊勤務手当を廃止するため、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、12月29日から翌年1月3日までの間に勤務した職員に対する年末年始勤務手当を、現在、日額平均時間外勤務手当単価の4時間分としているところを、令和8年度は3時間分、令和9年度は2時間分とし、令和10年度以降は廃止するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第26号、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、児童福祉法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、摂津市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関す

る基準を定める条例の一部を改正する条例及び摂津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士の一般制度化に伴い、保育士資格の引用箇所の整備を行うものでございます。

なお、施行日は公布の日といたしております。

次に、議案第27号は、摂津市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、国民健康保険法等の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、令和8年度分以降の保険料について、子ども・子育て支援納付金分が加わることから、関連する条項を整備するものでございます。

また、急患等として医療機関を受診した被保険者について、生活保護の決定後、資力があることが判明した場合、治療等に要した医療費の全額を返還請求する事案が生じるおそれがあることを踏まえ、保険料の徴収猶予の規定を改正するものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第28号、摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、介護保険法施行令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、第1号保険料の標準段階を判定する際に、給与所得控除を見直す令和7年度税制改正の影響により、第1号保険料の標準段階が変わり得る第1号被保険者について、令和7年度税制改正前と同様の判定になるよう、保険料率の算定に關す

る合計所得の額の算定方法の特例並びに保険料率の算定に関する市町村民税世帯非課税者及び市町村民税が課されていない者の、基準の特例を設けるものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第29号、摂津市企業立地等促進条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、条例の有効期限を延長するとともに、奨励措置等の見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、条例の有効期限を令和11年3月31日まで延長するものでございます。

また、施設について、正雀下水処理場跡地まちづくり基本計画の対象となる地域では、建築基準法に規定する特殊建築物を除くものでございます。

また、奨励措置対象事業者の指定の規定を削除するものでございます。

また、奨励措置の期間を5年間から3年間とするものでございます。

また、1年間の奨励金の限度額を1億円から5,000万円とするものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第30号は、摂津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その内容は、非常勤消防団員の損害補償に係る補償基礎額を、階級及び勤務年数に応じてそれぞれ300円から500円引

き上げるものでございます。

また、消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額の最低額を9,700円から1万円に、最高額を1万4,500円から1万5,000円に引き上げるものでございます。

そのほか、扶養親族の配偶者に係る補償基礎額の加算額100円を廃止し、子に係る補償基礎額の加算額を383円から433円にするものでございます。

なお、施行日は令和8年4月1日といたしております。

次に、議案第31号は、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件でございます。

本件は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

その主な内容は、火気設備の種類について、簡易サウナ設備が従来の消防法令上のサウナ設備と特性が異なることから、新たに定義を定めるとともに、位置及び構造の基準を定めることとするものでございます。

それに伴い、簡易サウナ設備以外のサウナ設備を一般サウナ設備に定義し直すこととするものでございます。

そのほか、住宅における火災の予防を推進するための施策に、感震ブレーカーの普及促進を明記するものでございます。

なお、施行日は令和8年3月31日といたしております。

続きまして、議案第32号は、市道路線認定の件でございます。

本件は、庄屋34号線など6路線を市道路線として認定することについて、道路法

第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案第33号は、市道路線廃止の件でございます。

本件は、庄屋1号線など2路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、令和8年第1回定例会提出案件の概略説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

この際、何か質問があればお受けいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 質問がないようですので、理事者の皆さんは退席いただいて結構でございます。

暫時休憩します。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時32分 再開)

○村上英明委員長 では、議会運営委員会を再開します。

それでは、第1回定例会の審議日程及び議事日程について、事務局から説明をお願いします。

杉本副主査。

○杉本副主査 第1回定例会の審議日程等の事務局案について説明申し上げます。

まず、会期は2月19日から3月27日までの37日間でございます。

審議日程につきましては、本会議初日の2月19日は、令和8年度市政運営の基本方針と付託案件についての提案説明、即決案件の審議でございます。

また、この日の午後5時15分が議会議案の届出締切りでございます。

20日の正午が代表質問の届出締切り

でございます。

25日が代表質問時に投影する補助資料の提出締切り、3月3日が議場での補助資料投影の試写、4日の本会議では、付託案件に対する質疑、委員会付託の後、5日にかけての2日間が代表質問でございます。

9日が文教上下水道常任委員会及び民生常任委員会、10日が総務建設常任委員会と常任委員会の予備日、11日、12日及び16日が常任委員会の予備日、17日が駅前等再開発特別委員会でございます。

また、16日の正午が一般質問の届出締切りでございます。

19日が一般質問時に投影する補助資料の提出締切り、25日が議会運営委員会、26日が議場での補助資料投影の試写、27日は本会議で一般質問に続き、休会分の委員長報告、採決の後、議会議案の審議となっております。

また、この日の本会議終了後、開催いただく議会運営委員会は、次の定例会の審議日程の仮決定をお願いするものでございます。

以上が、審議日程案でございます。

続きまして、2ページからの議事日程について説明申し上げます。

まず、2月19日につきましては、日程1は会期の決定でございます。

日程2は、令和8年度市政運営の基本方針でございます。

日程3は、議案第15号、教育委員会委員の任命について、議案第16号、監査委員の選任について、議案第17号、公平委員会委員の選任について及び議案第18号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての同意で、先ほどの協議会での態度表明を基に、一括簡易採決と備考欄に記載

いたします。

日程4は、議案第1号、令和8年度摂津市一般会計予算など、付託案件の27件で、一括して提案説明を受けていただきます。

なお、質疑は後日となります。

日程5は、報告第1号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件で、報告を受けていただきます。

日程6は、報告第2号、令和7年度摂津市一般会計補正予算（第7号）専決処分報告の件で、即決でございます。

日程7は、議案第32号、市道路線認定の件で、即決でございます。

日程8は、議案第33号、市道路線廃止の件で、即決でございます。

3月4日は、日程1が、議案第1号、令和8年度摂津市一般会計予算など付託案件の27件で、質疑の後、所管の委員会へ付託となります。

日程2が、代表質問でございます。5日も代表質問でございます。

最終日、27日につきましては、日程1、一般質問の後、日程2が、議案第1号など委員会付託案件の27件で、委員長報告、採決となります。

以上が、議事日程でございます。

次の、議案付託表につきましては、総務建設、文教上下水道、民生の各常任委員会と議会運営委員会及び駅前等再開発特別委員会で審査いただく案件でございます。

最後の所管別分割表につきましては、議案第1号、令和8年度一般会計予算及び議案第9号、令和7年度一般会計補正予算（第8号）について、付託された委員会で審査いただく内容でございます。

以上、事務局案の説明といたします。

○村上英明委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおりでよろしいでし

ようか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、説明事項がありますので、事務局から説明をお願いします。

杉本副主査。

○杉本副主査 写真撮影について御説明させていただきます。

2月19日の本会議初日に、市長から令和8年度市政運営の基本方針に関する説明を受ける際、例年どおり広報課より写真撮影を行いたいとの申出がございます。

また、3月4日、5日の代表質問時には、議会だより第244号に質問をされている様子の写真を掲載できるように、印刷委託先のカメラマンによって写真撮影を行いますので、よろしく願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 では、次に、配信映像の二次利用についてであります。

本件につきましては、前回の本委員会で二次利用を認めることを決定しました。また、運用面については一定のルールが必要であるとのことでありましたので、平成28年の決定事項に一部の文言を追加することとなりました。この文言案については、委員長団と事務局で精査し、事前に配付しました資料のとおりでございます。

これについて、事務局から説明をお願いします。

杉本副主査。

○杉本副主査 それでは、配信映像の二次利用について説明させていただきます。

まず、資料1、摂津市議会におけるインターネット中継・動画配信の運用についてを御覧ください。

前回の議会運営委員会で、配信映像の二

次利用を可能とすることが決定いたしました。それを受けまして、運用内容の加筆・修正を行っております。

まず、6. 配信映像の位置づけ等にごさいました「(3) 配信映像の二次利用は禁止する。」を削除いたしました。

次に、新たに、7. 二次利用のルールという項目を設けました。他市の事例を参考に、前回の議会運営委員会でいただいた内容を盛り込んだ内容となっております。御自身の代表質問、もしくは一般質問時の発言に関する録画配信データのみ使用可能で、二次利用で生じた問題等は議員に帰属するものとしています。不適切な使用が指摘されるような事案が発生した場合には、直ちに議長に報告し、必要に応じて修正、削除等の対応を求めることができるようにしております。

また、録画配信データは、令和8年第1回定例会から使用できるものとし、以前のデータは使用できないものといたします。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 説明が終わりました。

それでは、協議に入ります。

何か御意見等々ございましたら、お受けいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 初めての試みで提起させていただいて、議論もしていただいた上で、こうやってルールを案として出していただいたことには感謝いたします。

問題等があったら、随時また相談しながら、アップデートできるよう運用してはどうかと思います。

以上です。

○村上英明委員長 ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、ただいまの協議のとおり、本会議場の映像配信については、この令和8年第1回定例会から、二次利用の運用をしていくということで決定をさせていただきます。

ただいまの協議のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

副議長。

○松本暁彦副議長 7. 二次利用のルールの(4)について、主語が定かじゃないので、そこだけ整理していただければと思います。よろしくお願いいたします。

具体的には、「上記のルールを逸脱している不適正な使用が指摘された場合は、」恐らく議員または事務局は「直ちに議長に報告し、」議長は「必要に応じて修正・削除等の対応を求めるものとする。」ということかと思います。しかしながら、主語がなかったので分かりづらいので、分かりやすいように、加筆していただければと思います。

○村上英明委員長 暫時休憩します。

(午前10時43分 休憩)

(午前10時49分 再開)

○村上英明委員長 再開いたします。

先ほど松本副議長からの御意見等々も踏まえて、文面修正をするならば、法規との関係もありますので、確認完了後に皆様に通知させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、そのように決定をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の決定事項等々につきましては、委員会終了後に、修正があるかもしれませんが、全議員へ通知させていただきますので、よろしくお願いいたします。

では、次に、L o G oチャットの導入についてであります。

本件につきましては、前回の本委員会で導入を決定いたしました。

また、運用に係る協議事項については、事前に資料を配付させていただいております。

本日は、事務局より資料の説明を受けた後、協議したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局より説明を受けます。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、L o G oチャットについて説明させていただきます。

事前にお配りいたしました資料②を御覧ください。

まず、今後のスケジュールについてでございます。

運用方法につきましては、本日から次回の本委員会で御決定いただきたいと思います。

今年度中に運用が決まりましたら、令和8年4月に操作説明をさせていただきます。その後、運用を開始させていただく予定をしております。

次に、利用方法についてでございます。

利用に当たりましては、議会独自で要綱などは規定せず、執行部の業務用チャットツール利用指針の第8条、利用方法や、第10条、利用者の注意事項を準用することで運用してまいりたいと考えております。

次に、協議事項でございます。

3点の事項について御協議いただければと考えております。

まず、1点目につきましては、トークルームについてでございます。資料に記載のとおり、議員はゲスト、事務局は管理者と

なり、システム上において、ゲスト同士のトークはできない仕様となっております。このため、議員と事務局のトークルームを複数作成することを考えておりました、資料に記載の①から⑥を案としてお示ししております。これについて、①から⑥まで全て設定するのか、ここに記載のもの以外に必要なものがあるのかなどについて御協議いただければと思います。

次に、2点目といたしまして、使用時間等の制限についてでございます。

使用時間につきましては、①は制限なし、②は就業時間のみ、③は原則として就業時間のみだが、日程調整等に対する議員からの返信や緊急案件については、就業時間外でも使用を認めるとしておりました、以上、三つの中からどの運用にするのかを御協議いただければと思います。

最後に、3点目といたしまして、通知及び資料配付についてでございます。

通知などの連絡につきましては、これまで電子メールを活用しておりましたが、L o G oチャットの運用が開始となりましたら、電子メールは使用しない運用とさせていただきます。

それ以外に、紙の運用をどうするのかについて御協議いただきたいと考えております。

ここに記載の、①は紙を併用する運用、②はペーパーレスの観点から紙の運用は控え、意見書などの委員会で使用するもののみ紙で配付する運用となります。

なお、議会事務局からの通知や連絡はL o G oチャットとなりますが、執行部からの連絡等につきましては、引き続き、電子メールまたはメールボックスに配付する運用となります。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 それでは、協議に入ります。

まず、今後のスケジュールについては、この資料の内容で進めさせてもらってもよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、今後のスケジュールについては、本資料の内容で進めさせていただきます。

協議事項についてであります。トークルームについて、①の全議員から⑥の議員個人まで、この六つを設定させていただいておりますが、この内容でよろしいでしょうか。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 大阪維新の会としては、議員個人は要らないのではないかと思います。

理由としては、事務局に直接聞きたいことがあるのであれば、聞いたらいいのではないかと、5番の各会派までということで意見はまとまっております。

○村上英明委員長 ほかにございますか。

○大川ゆり委員 民主市民連合も5番の各会派まででいいのではないかと、ということです。

○村上英明委員長 ほかにございますか。

安藤委員。

○安藤薫委員 6番まででお願いいたします。具体的な想定というのはあんまり思い浮かばないんですけど、例えば、緊急の体調不良で休んだり、訃報であったりとかは、個人と事務局との間でやり取りが出てくるとお思いますので、それも余地として残しておいても別に構わないのではないかと、おと思っています。

あと、確認したいことがございます。例えば、ここで決めたトークルームが作られ

ます。その後、運用上、新たにまたグループを作るとかというようなことが起きた場合は、当事者と事務局だけで自由に、トークルームが作られていくのでしょうか。全体の確認事項として、新たにトークルームが作られた場合は、確認等が必要ではないかと思えます。その運用について教えてください。

○村上英明委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 ただいまのトークルームの御質問にお答えさせていただきます。

このトークルームにつきましては、今回①から⑥で御協議いただいておりますけれども、当然運用後、こういうトークルームも必要なんじゃないかといった御意見等が出てくる可能性もあると考えております。その際、御意見いただいた議員と事務局だけで勝手に進めるわけではなくて、必ず議会運営委員会を通して、全体で諮っていただいて、トークルームを追加するのかしないのかというのを御協議いただきたいと考えておりますので、今後も議会運営委員会を通して御協議・決定いただきたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 光好副委員長。

○光好博幸委員 我々の会派としては、⑥の議員個人もいいのではないかと思います。というのも、議員個人間でやるわけではなくて、事務局から個人への連絡とかということなので、会派を通すよりも急ぎとかもあったらダイレクトに個人でもやれたら、議員同士という理解で、事務局からということだったので、うちの会派としては⑥も入れるということなんですけれども、この議会運営委員会で決めてそれに従いたいと思います。意見です。

○村上英明委員長 では、暫時休憩します。

(午前10時58分 休憩)

(午前11時 4分 再開)

○村上英明委員長 再開します。

では、先ほど様々な御意見等々、賜りながら協議をさせていただきました。

このトークルームにつきましては、①の全議員から⑥の議員個人まで、まずはこの六つのトークルームで運用させていただくということとさせていただきますと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、その内容で決定をさせていただきます。

次に、2番目の、使用時間等の制限について協議をさせていただきます。

何か御意見ございますでしょうか。③でいかがでございましょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、使用時間等の制限につきましては、③の原則としては就業時間のみだが、日程調整等に対する議員からの返信や緊急案件(訃報等)については、就業時間外でも使用を認めるということに決定をさせていただきます。

次の、3番目の、通知及び資料配付についてでございますが、①と②を提示させていただいておりますが、この件について協議をさせていただきたいと思います。

何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 では、②のデータと一部の資料のみ紙ということで決定をさせていただきます。

では、これまで協議をさせていただいたとおりで、L o G oチャットの運用をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、摂津市議会傍聴規則の一部改正についてであります。

本件につきましては、前回の本委員会で摂津市議会傍聴規則の一部改正につきまして、案を提示し、御説明させていただきました。その後、各会派にお持ち帰りいただき、御協議をいただきました。これについて何か御意見等ございますでしょうか。

峰松委員。

○峰松由紀子委員 大阪維新の会としては賛成とさせていただきます。ただし、改正することによって、委員会であったり、議場に議員もスマホなどを持ち込めるということになるのであれば、やはりきちんとしたルールは必要になってくるのではないかと考えております。

以上です。

○村上英明委員長 では、取りあえず先日前お渡しさせていただいた資料については御異議なしということです。

ほかに、ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、文言につきましては本内容で決定をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

次に、サイバーセキュリティを確保するための方針についてであります。

まず、事務局より説明をお願いします。

香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 それでは、サイバーセキュリティを確保するための方針について御説明させていただきます。

本件につきましては、令和6年6月26日に地方自治法が一部改正されまして、令和8年4月1日より普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定めなければならないこととなりました。こ

の方針につきましては、議会独自または市長との連名、どちらかの方法により策定することが示されました。

これを受けまして、昨年、執行部での担当課となる情報政策課に確認しましたところ、現行の情報セキュリティポリシーを改正する予定で、市長との連名による改正も可能と確認いたしました。このことから、議会独自または市長との連名のどちらで策定するのかを執行部の改正案が整った時点で議会運営委員会において協議・決定いただく予定をしておりました。

その後、担当課より、摂津市DX推進計画等の作業によって、情報セキュリティポリシーの改正を令和8年度に先送りすることとなったとの情報提供をいただきました。このことから、他の市議会の状況も整理した上で、2月の議会運営委員会において、これまでの状況を説明させていただいて、令和8年度中に執行部と調整しながら協議していただくことを御決定いただきたいと事務局としては考えてございました。しかしながら、2月5日付の全国市議会議長会からの通知がございまして、現行の情報セキュリティポリシーに議会が含まれていない場合、令和7年度中に議会独自または市長との連名のどちらかで策定する必要があることが示されました。本市の情報セキュリティポリシーを確認しましたところ、議会事務局は含まれておりますが、議会は含まれておらず、執行部が先送りする判断をしている状況を鑑みますと、結果としましては、議会独自で策定をしなければならないということが分かりました。

つきましては、本日、議会独自で策定する旨を御決定いただきたいと考えております。

御決定をいただきましたら、次回の本委員会までに方針案をお示しさせていただきますので、その方針案を会派内で御協議いただき、3月中には方針を決定いただきたいと思いますと考えてございます。

決定まで短期間となり大変申し訳ございませんが、御協議いただきますようよろしくお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○村上英明委員長 事務局から説明が終わりました。

これについて何か御意見等ございますでしょうか。

安藤委員。

○安藤薫委員 趣旨は分かりました。

サイバーセキュリティ確保のための指針等、非常に重要なことについて、本来なら専門的な情報政策課も交え、摂津市全体で議論して作っていくものに議会も入るべきだと思います。それがどういうわけか、急遽この時期になってばたばたとやらなきやいけないということは、非常に残念なことだというのは一つ申し上げておきたいと思います。

今年度中に作るということになりますので、議会が日常的にサイバーセキュリティ等々の勉強をしているわけでも知識があるわけでもなく、全国市議会議長会から届いた例で作っていくと思いますけども、まず、しっかりとした情報を収集していただいて、情報政策課等の諸部局からもアドバイスをいただいた上で案を示していただきたいと思います。

最後に、セキュリティポリシーについては、一番基本的なところ以外の詳細については、来年度以降に議論をして、市長部局と連携しながらやっていくということによってよろしいか、確認しておきます。

○村上英明委員長 香山局次長代理。

○香山事務局次長代理 今回、サイバーセキュリティを確保するための方針、分量でいいますと4ページから5ページぐらいの方針になり、議会独自で策定をするということで、先ほど御説明をさせていただきました。内容としましては、大きな方針だけで、詳細についてはあまり書かれていないものになっております。

では、詳細はどうなんだということになるんですけども、その方針以外に、対策基準を別途定めないといけないと国からの通知にも示されております。国にも確認いたしましたら、その対策基準につきましては、令和8年度中の策定でも構わないということで回答を得ております。ですので、令和8年度中に、細かい対策基準を策定していくんですけども、執行部も令和8年度中に情報セキュリティポリシーを改定いたしますので、執行部と調整し、整合性を取りながら、令和8年度中に執行部と足並みをそろえて策定に向けて進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○村上英明委員長 安藤委員。

○安藤薫委員 分かりました。

執行部と対策基準等をこれから議論していくということになると思います。執行部でも、やっぱりじっくりといろいろな有識者の意見を聴いて決めていくことでもありますので、執行部の職員や組織としてのサイバーセキュリティと、議会になれば個々の議員もサイバーセキュリティ対策の網にかかっていくということになります。組織としてと、議員それぞれのパソコンも持っており、個々の政治活動もあります。市役所の組織とはまた違った面で注意も必要でしょうし、踏み込んでいけない

部分もあると思います。明確に執行部と議会は違うのかということも、分かりやすい議論の資料を頂くよう要望しておきます。

○村上英明委員長 では、ほか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、サイバーセキュリティを確保するための方針につきましては、議会独自で令和7年度中に策定するという御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○村上英明委員長 それでは、御異議がないようですので、そのように決定をさせていただきます。

なお、事務局から説明のありましたとおり、次回の本委員会までに方針案をお示しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

協議案件は以上となりますが、最後に予算・決算審査での補足説明の省略につきまして報告させていただきます。

この件につきましては、各常任委員会及び議会運営委員会の予算・決算審査の際に、委員会の冒頭に所管部長より補足説明を受けておりました。しかしながら、補正予算の審査では、この補足説明を受けていないので、取扱いとして統一できていなかったという状況でございます。

また、近隣市議会の状況を確認しましたところ、補足説明を省略されているところが多くございました。

このようなことから、各委員長と協議をさせていただきました結果、今回の令和8年第1回定例会より、原則として補足説明を省略させていただくということになりましたので、報告させていただきます。

各委員におかれましては、各会派でこのことを共有していただきますよう、よろしくお願いいたします。

安藤委員。

○安藤薫委員 取扱いについて、問題提起として発言しておきたいと思うんですけども、第3回定例会で、加齢性難聴者の補聴器購入の助成を求める請願が出ました。その請願は、全会一致で可決され、同時に本会議場で市長がその請願の内容について議論をして報告をするという決議まで行いました。

先日、メールでその結果の報告があり、具体的にはどういった議論をされたのかは分かりませんが、国が行うべきだという状況になっています。

いろいろ意見の違いもあるでしょうし、予算上の問題もあるかと思えますから、請願に対して、すぐやりますという回答をしなければいけないというような市長を縛るものではないと思います。しかしながら国が本来やるべきものではあるけども、全国で地方自治体独自でやられているところも、増えています。大阪でも約半数の自治体を実施してきていることを踏まえての市民の署名を添えた請願だったということ考えると、あの程度の報告で済まされようとしているのかは分かりませんが、全会一致で可決した請願に対して、現時点で、議会として、市長側があれでいいのかということについては、一定もう少しきちんと議論の内容であるとか、踏み込んだところまで求めていくということが必要ではないかと思えます。その点一度、議長団とまた検討いただけないかと思えますし、場合によったら次回の議運等でも議題にいただければありがたいです。この場では問題提起にととどめておきたいと思いま

す

○村上英明委員長 ただいまの件については、御意見というか御要望で受け止めさせていただいて、今後につきまして、また協議等があるかもしれませんが、よろしくお願いたします。

以上で、本委員会を閉会します。

(午前11時22分 閉会)

摂津市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

議会運営委員長 村上英明

議会運営委員 安藤 薫